

漁業法第32条第2項に基づき青森県知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針

令和3年4月26日

第1 特定水産資源（くろまぐろを除く。）

くろまぐろを除く特定水産資源に係る漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次の1から3までに定めるとおりとする。

1 法第32条第2項第1号に掲げる場合

(1) 法第32条第2項第1号に掲げる場合において、青森県知事が行う助言又は勧告は、次の表のとおりとする。

知事管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	青森県知事が当該知事管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者に対してする助言又は勧告の内容
90パーセントを超えたとき	当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の急激な積み上がりを避けるような措置（輪番休漁等）の実施の助言
95パーセントを超えたとき	当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の超過を未然に防止するように、具体的な管理措置（当該特定水産資源を目的とした操業の停止等）の実施の勧告

(2) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる場合に該当すると青森県知事が認められるときは、この限りでない。

ア 特定水産資源の特性及びその採捕の実績を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕する当該特定水産資源の漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合

イ 当該知事管理区分における当該特定水産資源の採捕をする者の全てが同一の法第124条第1項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）に参加している場合であって、当該認定協定の内容及び当該特定水産資源の採捕の実態を勘案し、当該認定協定に参加している者自らによる取組によって当該管理年度の末日までに当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合

2 法第32条第2項第2号に掲げる場合において、青森県知事が行う指導は、次の表のとおりとする。

任意の特定水産資源に係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	青森県知事が当該全ての知事管理区分のいずれかにおいて当該特定水産資源の採捕をする者に対してする指導の内容
90パーセントを超えたとき	当該全ての知事管理区分における知事管

	理漁獲可能量の超過のおそれ大きい場合に該当し、今後、法第33条第2項第2号の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、当該特定水産資源の採捕を抑制するように指導
--	--

(2) (1)の規定にかかわらず、特定水産資源の特性およびその採捕の実績を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕する当該特定水産資源の漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りではない。

## 第2 くらまぐろ（小型魚）

くらまぐろ（小型魚。第2において単に「くらまぐろ」という。）に係る法第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次の1から3にまでに定めるとおりとする。

### 1 法第32条第2項第1号に掲げる場合

(1)法第32条第2項第1号に掲げる場合において、青森県知事が行う助言又は勧告は、次の表のとおりとする。

知事管理区分におけるくらまぐろの漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	青森県知事が当該知事管理区分においてくらまぐろの採捕をする者に対してする助言又は勧告の内容
75パーセントを超えたとき	輪番休漁等の漁業の特性に応じた具体的な管理措置を実施し、くらまぐろの漁獲量の急激な積み上がりを避けるよう指導
85パーセントを超えたとき	生存個体は放流、くらまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとして数量を最小限に留めることを勧告

(2) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる場合に該当すると青森県知事が認められるときは、この限りでない。

ア くらまぐろの特性及びその採捕の実績を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくらまぐろの漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合

イ 当該知事管理区分におけるくらまぐろの採捕をする者の全てが同一の認定協定に参加している場合であって、当該認定協定の内容及びくらまぐろの採捕の実態を勘案し、当該認定協定に参加している者自らによる取組によって当該管理年度の末日までに当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合

2 法第32条第2項第2号に掲げる場合において、青森県知事が行う指導は、次の表のとおりとする。

くらまぐろに係る全ての知事管理区分に	青森県知事が当該全ての知事管理区分の
--------------------	--------------------

おける漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	いずれかにおいてくろまぐろの採捕をする者に対してする指導の内容
90パーセントを超えたとき	当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の超過のおそれ大きい場合に該当し、今後、法第33条第2項第2号の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、くろまぐろの採捕を抑制するように指導

(2) (1)の規定にかかわらず、くろまぐろの特性およびその採捕の実績を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕する当該特定水産資源の漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りではない。

### 第3 くろまぐろ（大型魚）

第2の規定は、くろまぐろ（大型魚）に係る法第32条第1項の規定に基づく助言、指導又は勧告について準用する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この指針は、令和3年4月26日から施行する。

(経過措置)

2 令和6年3月31日までの間における第1の1(2)及び第2の1(2)イ(第3において準用する場合を含む。)の規定の適用については、「同一の法第124条第1項の認定を受けた協定(以下「認定協定」という。)」とあるのは「同一の法第124条第1項の認定を受けた協定(以下「認定協定」という。)又は資源管理指針・計画作成要領(平成23年3月29日付け22水管第2354号水産庁長官通知)に基づき水産庁長官又は都道府県知事の確認を受けた資源管理計画(以下「資源管理計画」という。)」と、「同一の認定協定」とあるのは「同一の認定協定又は資源管理計画」と、「当該認定協定」とあるのは「当該認定協定又は当該資源管理計画」とする。